

「福祉の店」作品出品者の皆様へ（出品者控え）

- 令和7年2月4日（火）から 2月10日（月）に開催される「福祉の店」（イオンモールナゴヤドーム前会場）において、お預かりした作品を名古屋市が代理販売します。
- 区役所・支所でお預かりした作品は、委託業者により販売会場へ配送します。
- 細心の注意を払って配送しますが、配送中の作品の破損等については、一切の責任を負いかねますので、御了承のうえ、出品していただくようお願いいたします。（壊れやすいものについては、出品を控えていただくか、ご本人で厳重に梱包してください。）

【作品梱包上の注意事項】

- 小物類（アクセサリ等）については、原則として、個別に透明のセロファン等で個包装してください。（一袋にまとめて梱包するとからまりやすくなります。）
- 編み物類（セーター、マフラー、帽子等）についても、汚れたりほつれたりするのを防ぐため個包装してください。ご本人が希望する陳列の仕方によって、透明のセロファン等を用いるか、色付きの袋に入れるかお選びください。また、受付の際に、わかる範囲で素材（毛、アクリル等）をお伝えください。（購入者の洗濯方法等の参考になります。）

【受付ができない作品】

- 食品、オイル類の飲食物は衛生上の理由から代理販売できません。
- 酒類、高額な美術品（概ね 15,000円を超える絵画、陶磁器、写真等）は販売会場の規約により代理販売できません。
- ブランドに類似した作品、生地にキャラクターやロゴがプリントされている作品、出品者が製作していない既製品は代理販売できません。

【出品から売上金のお渡しまでの流れ】

令和6年 12月10日（火） ～ 12月20日（金）	出品作品の受付 （受付窓口：各区福祉課 障害福祉係・支所区民福祉課福祉係） （土曜日・日曜日・祝日の受付はありません。）
令和7年 2月4日（火） ～ 2月10日（月）	「福祉の店」開催（イオンモールナゴヤドーム前）
3月6日（木）以降 ※ 予定	未販売作品の返却、売上金のお支払い

重要

一部負担金について

販売会の必要経費にあてるため、出品作品の売上金のうち10%を負担金として愛知県セ
ルプセンターに納めさせていただきます。一部負担金の納付は健康福祉局障害者支援課で
まとめて行ないます。

よって、皆様へ売上金をお渡しする際には販売希望額から10%を差し引いてお渡しいた
します。出品に際しては、このことに御了承いただきますようお願いいたします。

<例> 1,000円の作品1点が買い上げられた場合

売上金1,000円のうち10%である100円を愛知県セルプセンターに納付し、残りの900
円が出品者に支払われます。

ご不明な点につきましては各区福祉課（支所区民福祉課）、または健康福祉局障害者
支援課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

※ 区福祉課 障害福祉係 / 支所区民福祉課福祉係

電話：

FAX：

※ 健康福祉局障害者支援課（分室）

電話：052-238-0572

FAX：052-238-0578